

## 八丈町公式ホームページへの不動産等情報の掲載に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八丈町公式ホームページへ不動産等に関する情報を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町内の不動産関連業、および不動産の売買及び賃貸等を希望する個人等(以下、「掲載希望者」という。)の情報を八丈町公式ホームページ内の移住・定住情報ページ「八丈物語」へ掲載することで、島内の不動産情報を統一化し、移住を希望する者が島外から円滑に住居を探せる環境を整備することを目的とする。

### (掲載内容及び掲載期間)

第3条 この要綱において、八丈町公式ホームページへ掲載できる内容は次のとおりとする。

- (1) 掲載希望者の事業者名または氏名
- (2) 不動産等の情報を掲載しているホームページのリンク(以下、「リンク先」という。ただし、当該ホームページの著作権が掲載希望者に属するものに限る。)
- (3) 掲載する期間は、掲載希望者の意向がない限り定めない。ただし、継続して掲載することが妥当ではないと町長が判断するときはこの限りではない。

### (掲載するリンク先の情報の取り扱い)

第4条 本要綱を取り扱うにあたり、町は掲載するリンク先で保有する情報の内容の紹介、斡旋は行わない。

- 2 リンク先の情報に関する問い合わせは掲載希望者の責任において対応するものとする。

### (申請方法)

第5条 掲載希望者が八丈町公式ホームページへ掲載を希望するときは、不動産情報掲載申請書(第1号様式)へ必要な事項を記入し、町長へ提出することとする。

### (掲載の決定)

第6条 町長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し適正であると認める場合には、掲載決定通知書(第2号様式)により掲載希望者へ通知

するものとする。

(掲載の取り下げ及び変更)

第7条 掲載希望者は、申請、あるいは既に掲載が決定され、八丈町公式ホームページ内に掲載されている内容を取り下げる、または変更する場合は、町長に掲載情報取り下げ(変更)申請書(第3号様式)を提出するものとする。

(取り下げ及び変更の承認)

第8条 町長は前条の申請を適当と認めるときは、掲載希望者に掲載情報取り下げ(変更)承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(免責)

第9条 リンク先に掲載される情報に関する掲載希望者と閲覧者の間に生じたいかなる損害について、町長はその責めを負わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。